
◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は 16 名です。定足数に達していますので、令和 4 年第 5 回新ひだか町議会臨時会を開会いたします。

(午前 9 時 30 分)

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、新型コロナウイルス感染症感染防止対策のため、議場内及び発言時におけるマスクの着用を認めることといたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、10 番、木内君、11 番、川合君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日に決定いたしました。

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第 3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) おはようございます。それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、「新型コロナウイルス感染症に关します対応について」でございます。1 つ目は、町職員におきます新型コロナウイルス感染症の感染状況について御報告をさせていただきます。1 ページの 1 の(1)になりますが、記載のとおり 6 月 23 日～7 月 26 日までの間に職員 10 名の新型コロナウイルス感染症の感染が確認されました。職員の感染が確認されたことに伴いまして、職場内の消毒作業を行うとともに、保健所指導の下、濃厚接触者などの確認を進めた結果、来庁者に濃厚接触者はありませんでしたが、他の職員に濃厚接触者を特定し、自宅での経過観察を実施したところでございます。職員一同より一層の感染対策に取り組んでまいりますとともに、今後におきましても町広報紙をはじめホームページ、フェイスブック、ツイッターなどの SNS を

活用しながら感染防止対策の啓発などに努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチンの接種状況でございますが、資料後ろから2枚目、11ページになります。別紙ということで接種状況について表として載せてございます。1回目～3回目の接種、上段の表でございますが、3回目接種者1万5,428人となってございまして、接種率は78.8%となっております。また、6月より追加接種が開始となりました4回目の接種についてでございますが、次の表の中に書いてございますが、接種を終えた方、これは2,957人、そのうち60歳以上の方の接種率ですが、率にいたしますと36.45%となっております。

最後に、(2)のところに書いてございますが、4回目の接種に係る対象者の拡大についてです。新規感染者の急速な増加傾向に鑑み、重症化リスクの高い方々に対してサービスを提供する医療機関、あるいは高齢者施設などに従事する方につきましても対象とすることとなったところがございます。今後も対象者の方に随時接種券を発送し、医療機関などの方々の御協力の下、接種を進めていく予定となっております。

2ページにお戻りいただきまして、大雨によります被害の状況についてであります。2ページ～3ページにわたりまして6月24日の大雨、3ページには6月28日から大雨、それぞれ被害状況を記載しておるところでございます。

次のページに参りまして、「3. 令和5年度防衛施設周辺整備事業に関する要望活動」についてでございます。令和5年度におきます防衛施設周辺整備事業の実施につきまして、記載のとおり要望活動を行いました。

次に、4ですが、「日高地方の総合開発等に関する要望活動について」であります。日高地方の総合開発等につきまして、日高総合開発期成会、日高町村会及び高規格道路日高自動車道早期建設促進期成会の構成町長と共に記載のとおり要望活動を行いました。

次に、5でございますが、「寄付について」です。記載のとおり1件の寄附がありました。寄附者の御厚志に感謝申し上げ、有効に活用させていただきます。

次のページに行きまして、6ですが、「工事に係る契約の締結について」です。記載のとおり、仮契約をしておりました1件の工事について契約を締結いたしました。

次に、7ですが、「工事に係る入札等の執行について」です。記載のとおり、4件の工事に係る入札を行いました。この詳細につきましては、7ページ～9ページにその資料として載せてございます。

次のページに参りまして、次が「8. 委託業務に係る入札の執行状況について」ですが、記載のとおり2件の委託業務に係る入札を行ってございます。この詳細につきましては、10ページの資料のとおりでございます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(福嶋尚人君) これで行政報告は終わりました。

行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、「議案第1号 令和4年度新ひだか町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上田総務課長。

〔総務課長 上田賢朗君登壇〕

○総務課長(上田賢朗君) おはようございます。ただいま上程されました議案第1号について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、6月24日及び6月28日～29日にかけての大雨による災害復旧経費につきまして予算計上しようとするものでございます。

それでは、議案内容の説明をいたします。議案第1号は、令和4年度新ひだか町一般会計補正予算(第2号)でございます。

令和4年度新ひだか町の一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,994万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ170億7,515万8,000円にしようとするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、地方債の補正でございまして、地方債の追加は、「第2表 地方債補正」のとおりでございます。

歳出の事項別明細書により御説明いたしますので、一般8ページを御覧ください。3歳出でございます。9款、1項 消防費、2目 災害対策費では301万1,000円の計上でございます。今回の大雨災害対応に要した経費でございますが、土のう設置や通行止めに要するバリケード設置などの応急復旧経費でございます。

9ページに参りまして、11款 災害復旧費につきましては、別冊説明資料と併せて御説明いたしますので、事項別明細書と併せて御覧ください。1項 農林水産業施設災害復旧費、1目 農業施設災害復旧費では320万円の計上でございます。説明資料1ページの上段(1)農業施設災害復旧事業では、6月24日及び6月28日～29日にかけての大雨による災害復旧でございまして、三石清瀬の農業用排水路埋塞など合わせて7か所の被災箇所の復旧に要する経費として320万円を追加計上してございまして、財源として単独災害復旧事業債を200万円充当してございます。なお、単独災害復旧事業債につきましては、事業区分により充当率が異なりますが、こちらの農林漁業施設にあつては充当率65%となっております。

事項別明細書に戻りまして、2目 林業施設災害復旧費では4,125万円の計上でございます。説明資料では、1ページの(2)林道災害復旧事業では、6月24日の大雨災害復旧分では林道セブ沢線の路盤洗掘など9路線10か所、6月28日からの大雨災害復旧分では、次のページにまたがってございますが、林道セブ沢線の路盤洗掘など15路線16か所のほか、静内春立の田中・岩崎地先の流路閉塞など4か所、合わせて30か所の被災箇所の復旧経費として4,125万円を追加計上してございます。なお、資料1ページの下から2つ目、ナンバー6、ウバフ線でございますが、被災状況において道路陥没や地割れなど被害が大きいことから、国の補助災害復旧事業の対象となるもので、事項別明細書に記載のとおり、災害復旧工事として1,500万円、また国による災害査定を受けるために必要となる調査設計業務について職員による対応が困難であることから、専門業者による委託とすることとし、町の単独費となりますが、その委託経費を180万円計上してございます。また、ウバフ線以外のその他の災害復旧経費としまして、修繕料に2,445万円を

追加計上してございます。財源としましては、国の補助対象となる経費に対しては国からの林業施設災害復旧事業負担金が1,200万円、補助裏への起債として林業施設災害復旧事業債を270万円、それ以外の単独災害復旧事業に対して単独災害復旧事業債を1,590万円、地方債では合わせて1,860万円充当してございます。なお、補助災害復旧事業債につきましては、事業区分により充当率が異なりますが、こちらの農地、農林漁業施設にあつては充当率90%となつてございます。また、単独災害復旧事業債の農林業施設にあつては、先ほどと同じく充当率は65%でございます。

続きまして、事項別明細書、2項 土木施設災害復旧費、1目 道路災害復旧費では、10ページにまたがりませんが、1,920万円の計上でございます。説明資料は2ページの(3)道路災害復旧事業では、6月24日の災害復旧分では春別農屋線の側溝埋塞など5路線5か所の被災箇所の復旧、6月28日からの災害復旧分では真歌有勢内線の路肩決壊など17路線17か所、合わせて22か所の被災箇所の復旧経費として1,920万円を追加計上してございまして、財源として単独災害復旧事業債を同額充当してございます。なお、こちらの単独災害復旧事業債につきましては、事業区分が公共土木施設等となり、充当率は100%となつてございます。

事項別明細書10ページでございますけれども、2目 河川災害復旧費では2,060万円の計上でございます。予算説明資料は3ページの上段、(4)河川災害復旧事業では、6月24日の災害復旧分では豊畑川の河道埋塞など8河川8か所の被災箇所の復旧、6月28日からの災害復旧分ではウグイス谷川の河床洗掘など22河川22か所、合わせて30か所の被災箇所の復旧経費として2,060万円を追加計上してございまして、財源として単独災害復旧事業債を同額充当してございます。こちらの単独災害復旧事業債につきましては、事業区分が公共土木施設等となり、充当率は100%となつてございます。

事項別明細書に戻りまして、中段の3項 その他公共施設災害復旧費、1目 衛生施設災害復旧費では58万5,000円の計上でございます。説明資料は3ページ下段のほうで、(5)環境衛生施設災害復旧事業は、6月28日からの災害復旧分で歌笛共同墓地における法面崩壊の被災箇所の復旧経費でございまして、財源として単独災害復旧事業債を50万円充当してございます。こちらの単独災害復旧事業債につきましては、事業区分が公共土木施設等となり、充当率は100%となつてございます。

事項別明細書に戻りまして、下段の2目 公園災害復旧費で、11ページにまたがりませんが、8,210万円の計上でございます。説明資料は3ページ下段、(6)公園災害復旧事業でございますが、6月28日からの大雨災害復旧分で静内川左岸緑地公園の排水路埋塞など3か所の被災箇所の復旧経費として8,210万円を計上してございます。なお、資料3ページの下から2つ目、2の静内川右岸緑地公園のテニスコート破損でございますが、静内川の水位が上昇し、テニスコートが冠水し、人工芝の剥離など甚大な被害があり、復旧経費が国の補助災害復旧事業の対象となるもので、事項別明細書11ページに記載がございまして、災害復旧工事として7,500万円、また国による災害査定を受けるために必要となる異常気象調書の作成や調査設計業務について職員による対応が困難であることから、専門業者に委託することとし、町の単独費となりますが、委託料を合わせて250万円計上してございます。また、テニスコート以外のその他の災害復旧経費としまして、修繕料に460万円計上してございます。財源では、国の補助対象となる経費に対し国からの公園災害復旧事業負担金を6,000万円、補助裏への起債として公園災害復旧事業債を

1,500万円、それ以外の単独災害復旧事業に対して単独災害復旧事業債を460万円、地方債では合わせて1,960万円充当してございます。なお、補助災害復旧事業債につきましては、事業区分により充当率が異なりますが、こちらの公共土木施設等にあつては充当率は100%となつてございまして、単独災害復旧事業債の公共土木施設等も充当率は100%となつてございます。

なお、これら災害復旧事業債の発行に伴う後年度の元利償還金に係る財政措置でございますが、補助災害復旧事業債では元利償還金の95%、単独災害復旧事業債では毎年度の財政力指数により変動がございまして、元利償還金の47.5%~85.5%を普通交付税の基準財政需要額で措置されることとなつてございまして、参考ではございますが、令和4年度の算入率は67.2%程度となつてございます。

以上で歳出の説明を終わります。

次に、歳入の説明をいたしますので、6ページにお戻りください。2歳入でございます。歳入につきましては、歳出の説明時に充当財源として御説明しておりますので、詳細な説明は省略させていただきますが、6ページ中ほどの21款諸収入、5項、3目、5節雑入の北海道市町村備荒資金組合超過納付金還付金でございますが、こちらにつきましては北海道内の市町村が災害による減収を補填し、または災害応急復旧事業、その他災害に伴う費用に充てるために積み立てているもので、ルールに基づいて一定額になるまで納付している普通納付金と一定額を超えて積み立てている超過納付金の2種類ございまして、現在当町では普通納付金が一定額に達していることから、積み立てを行つてございませませんが、超過納付金の残高が2,700万円程度でございますので、こちらを町の単独費となる復旧経費へ充てることとして整理してございます。

以上で歳入の説明を終わります。

次に、地方債の補正について御説明いたしますので、3ページをお開きください。「第2表地方債補正(追加)」でございます。起債の目的及び限度額でございますが、農林水産業施設単独災害復旧債からその他公共施設補助災害復旧債までの5件で合わせて8,050万円を追加し、限度額の合計を13億1,070万円にしようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては文言記載のとおりでございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、木内君。

○10番(木内達夫君) これは全体一括ですね、質問。

○議長(福嶋尚人君) はい。

○10番(木内達夫君) それで、11ページの公園災害復旧事業の8,210万円について質問させていただきます。

説明資料では、左岸緑地公園、それから右岸緑地公園、古川公園となっております。特に静内川緑地公園については、テニスコート以外にもパークゴルフ場ですとかサッカー場ですとか、あと野球場ですとかいろんなスポーツ施設があると思うのですけれども、どの部分の災害復旧なのか。いわゆる施設のどの部分なのか。テニスコートは分かりますけれども、そのほかの施設の災害はなかったのかどうなのか、この辺を確認したいと思います。

それから、説明資料では被害内容、これが排水路埋塞ですとか路面の洗掘ですとかいろいろあるのですけれども、これもスポーツ施設の箇所としてどこなのか、これも併せて質問させていた

だきます。

それから、テニスコート、今の総務課長の説明では工事費で7,500万円、かなり多額な被害額ということになっておりますけれども、たしか10面ありますよね。10面あるうちの、人工芝の話してましたから、この部分だけなのかどうなのか、それも確認させてください。

それと、これからの、国の補助対象になるということなのですからけれども、災害査定だとか、そういう今後のスケジュール的なもの、これも教えていただきたいと思います。

○議長(福島尚人君) 小瀧生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹(小瀧健二君) 自分のほうからは、その他体育施設についてお答えします。

右岸、左岸の被害状況につきましては、ほとんどが土砂がかぶってしまい、まず表層土がほぼ流出しました。復旧につきましては、自力で作業を行いまして、目土の補充、それから古川球場につきましてはこちらも表層土の流出にはなったのですが、黒土の補充、それからグラウンド硬化剤の補充、こういった部分で購入を考えております。部分的なものにつきましては、まずパークゴルフ場が全面、特に川側のほうが土砂が載ってしまい、全面復旧までに約10日かかりました。その間土砂を取り除いて、水をまいて、プレーできる状態にしました。左岸の野球場、それから運動広場、ソフトボール場につきましては、こちらは表面に載った土砂をレーキをかけることによって取り除き、使えるようにしました。こちら約5日ほどで復旧しております。

その他の体育施設については以上です。

○議長(福島尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 静内川の災害復旧に関しまして、被害状況などについて私から説明させていただきます。

まず、今回静内川の被災を受けた被害の原因になるのですけれども、行政報告でも説明をしたとおり、6月28日からの雨ということになります。ただ、行政報告にはちょっと24時間雨量として記載しておりますので、当時の連続降雨といたしましては6月28日の10時頃から雨が降り始めまして、6月30日の10時頃まで雨が降り続いたということで、約48時間降雨がありました。最終的に笹山での降雨量については、137ミリを記録しております。静内川につきましては、テニスコートがあります、公園があります高水敷の高さが5メートルということなのですが、今回最大で被災水位が5メートル95まで上がったということで、95センチテニスコートが水没しております。水没していた期間としては、28日～30日までの間で約40時間水没をしている状況で、これが今回の被災の原因となっておりまして、被害の状況なのですけれども、まずいわゆる公共債と言われる「国庫負担法」による基準なのですけれども、都道府県の場合は120万円以下で、市町村の場合は60万円以下が除外になるということで、今回テニスコートの場合は60万円を超えますことから、公共債ということで申請をしようとするものでございます。

その他の被害状況を説明させていただきますけれども、まず排水路の埋塞及び洗掘というところは、左岸側の公園と山の斜面との間に排水路を設けておりまして、そこが埋塞していたりとか、あるいは河岸が決壊しているというような状況が見られてございます。それと、路面の洗掘については、車道部分ですとか遊歩道の舗装が河川の流水によって洗掘を受けて、穴が空いているような状況でございます。それから、ベンチの部分欠損と申しますがベンチの基礎を残して、上部が河川の流れによって流されてしまったということで、欠損している状況でございます。テニスコートですけれども、テニスコートについては平成23年にスポーツ振興くじ助成金、いわゆ

る t o t o の助成によって改修工事を行っておりまして、当時 10 面のプレーコートのうち 5 面を人工芝に改修しております。今回そのうちの人工芝が被災を受けたということになってございまして、状況としては人工芝の構造がアスファルトの舗装の上に人工芝を敷いて、人工芝の芝が 2 センチほどあるのですけれども、その中に特殊な砂を目土のような形で埋めて、その重量で人工芝を押さえるというような構造になってございます。今回、先ほど説明したとおり、40 時間水没しているような状況がありましたので、その砂の中に泥が詰まって、固く締まったような状況になっているというところと、それからアスファルトと人工芝の間に流水が入り込んで、その際に空気のたまりができてしまっていて、それによって人工芝の継ぎ目が剥がれて、折れたり、亀裂が入ったりとか、伸びてしまったりというような状況がございまして。人工芝の下に泥が入ったことによって 1 センチ～2 センチ程度の高さが不均等になってしまっているという状況があるものですから、今後の復旧としては人工芝を一旦全部剥がして、泥などを取り除いて、また新たな人工芝を張るというようなことを想定しております。

今後のスケジュール含めて説明させていただきますけれども、現在災害査定が、通常ですと被災から 2 か月の間に災害査定を受けることになるのですが、ちょっと 2 か月を超えて、9 月中旬に査定を受けるということで、国と北海道で今調整が行われていることとなります。その査定の結果によって災害復旧の工法等が最終的に決まってしまうので、実際全面張り替えになるのか、あるいは部分的な張り替えになるのか、もしくは砂に泥が詰まった部分を洗浄等をして、砂を入れ替えるなどとか、そういったものが今後精査をしながら査定を受けようと考えております。9 月中旬に査定を受けた後、工事発注となるのですけれども、人工芝の納品に約 3 か月以上かかるだろうと言われておりますし、そうすると早くても冬期間になってしまいますので、冬期間に特殊な砂を入れるということがまず施工として難しいので、実際の施工としては繰越しをさせていただいて、翌年度春にいい時期を見て施工するというようなことになっていくかと今のところは想定をして、計画しているところでございます。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 10 番、木内君。

○10 番(木内達夫君) ありがとうございます。詳しい説明で、よく分かりました。

それで、もう一点質問させていただきたいのですけれども、今生涯学習課で、その他の関係で自前で復旧されているということですので、これそうしますと今後の予算計上というのは、復旧に対する予算計上はないと考えてよろしいですか。

○議長(福嶋尚人君) 小瀧生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹(小瀧健二君) 特にありません。

○議長(福嶋尚人君) 11 番、川合君。

○11 番(川合 清君) テニスコートの復旧についてお伺いしたいのですが、今の御答弁では 10 面あそこテニスコートありますよね。そのうちの人工芝の 5 面を復旧させるのだと。人工芝のほうは来年のいい季節を選んで施工するということですが、残りの 5 面については使用可能となるのですか。

○議長(福嶋尚人君) 小瀧生涯学習課主幹。

○生涯学習課主幹(小瀧健二君) 残りの 5 面につきましては、グリーンサンドのテニスコートになりますが、こちら土砂載りましたが、自力で復旧させ、今は 5 面のうち 4 面使用可能となっ

ています。残り1面につきましては、さらに土砂を取り除いて、砂のほうだけ全面開放する予定となっております。

以上です。

○議長(福島尚人君) 11番、川合君。

○11番(川合 清君) もう一点お伺いしたいのは、雨量が行政報告の資料見たら笹山で九十何ミリということなのですが、静内川本流の水位は本当に高かったですよね。これは、北電の双川の放水が通常の降雨時と比べて放水量はどうだったのですか。通常よりも雨量の予測を間違えたかどうかで、短期のときに多く放流して、水位が上がったと、こういうことはないのですか。

○議長(福島尚人君) 川合君、議案に関して質問、ちょっと外れるのですけれども。

〔「なして外れるの」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 行政報告にしてください。

〔「いや、災害で……」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 立って言ってください。

○11番(川合 清君) テニスコートがなぜ傷んだかということを知っているのです。その原因は、要するに静内川の水位が上昇したと。雨量だけでなく、短期間に北電からの放流水が増えたのでないかと知っているのです。それが議案と関係ないのですか。そんなばかな話ないでしょう。

○議長(福島尚人君) 私の考えでは、議案の予算の審議ですから。

〔「予算だよ」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) それは、行政報告のほうでしてください。

〔「いやいや、違うって」と言う人あり〕

〔何事か言う人あり〕

〔「違うって」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 川合君。

○11番(川合 清君) これくらいの雨は、よくある雨なのです。これが毎年のように同じような被害を受けるおそれはないのですかと知っているのです。そこを聞きたいのです。いいですか。アスファルトに特殊な砂を入れて、その上に人工芝を重ねる。こういう間に水が入ったり、砂が偏ったりと、泥が入ったりという原因だということですから、あそこのテニスコートが水につくことはよくあることだと思うのです。そういうおそれはないのですかと。そういうおそれがあるのなら、この災害復旧予算は今後の見通しを立てて、別なところにテニスコートを移設しなければならぬことになってしまうと思うのですけれども、どうでしょうか。

○議長(福島尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) 静内川の被災水位なのですけれども、まず今回災害が成立した被災水位といいますのが氾濫注意水位と言われている部分になりまして、高さにしますと5メートル60センチになります。平成23年にテニスコートを改修してからこれまで約11年あるのですけれども、この5メートル60という水位を超えたということは、今のところ一度もございません。今回初めてこの水位を超えて5メートル95まで上がったというところで、先ほど川合議員がおっしゃられたとおり、静内川の水量についてはこの被災前の6月24日に比較的近い時期に同じぐらいの雨量がありまして、そのときに既に上流側のダムの放流が始まっていたという状況が

ございます。今回そこにまた新たな降雨があったものですから、通常の雨量ではなかなかこの5メートル60という水位は超えない状況であったのですけれども、長い期間降雨があったということで、ダム放流と重なって、水位が上昇したものと考えてはいるところでございます。今後また同じような被害があるのではないかとということなのですが、河川に人工芝を設置するということで、本来河川以外で人工芝を設置するときはアスファルトに接着することではなく、ただ敷いて、砂の重量で押さえつけるのですけれども、平成23年度に改修したときには河川の流れの方向に縦の筋のような形で接着をして、一応剥がれないように留めたというふうにしてまいりました。今後また同じような被害が発生しないよう今回災害復旧する際には河川の横断方向にも接着をしながら、剥がれ止めをしていこうと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 今のテニスの関係とは別ですけれども、質問させていただきます。

河川、町道、それから林道含めて今回大雨による災害が発生しましたけれども、通常は80ミリ以上なら本来災害査定を受けて、国の災害国庫補助ももらえるということなのですが、今回は規模・内容的に先ほどのテニスコートのところは別にして、2か所が国の対象になると、こういうことなのですが、それ以外はおおむね単独債でということで復旧をするということですが、私が思うには一般的に町道と林道も含めて、公道に関わる分については、林道はそこまで維持管理は年間予算通っていないと思いますけれども、町道、河川等についてはそれなりの予算を確保していると思うのです。その辺りの日常の維持管理で防ぐことができる部分もあるのでないかと。ということは、特に横断暗渠の閉塞で、それが冠水してしまって、のり面だとか路肩が決壊されているというのが多いと思うのですが、事前の日常の維持管理、全てはできませんけれども、最大限断面の大きいパイプの多いところの道路側の部分については日常の点検で災害の被災を防ぐという対応をすべきではないかと思っておりますけれども、その辺り、現場は私見ていませんけれども、現場を見ている課長方はどういうふうな判断をしていたのかお答え願います。

○議長(福嶋尚人君) 野垣建設課長。

○建設課長(野垣尚久君) まず、日常の維持管理ということなのですが、通常雪解けを待って道路・河川の点検をいたしまして、今議員がおっしゃられるとおり、道路横断管等の埋塞があった場合については、災害の防除という観点から通常維持管理費を用いて、やれる範囲で実施させていただいております。また、河川については、最近ここ数年は緊防債という財源がございますので、冬の間、渇水期に河川の埋塞土の除去等を行いながら、大きな災害にならないように維持管理をしているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第1号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第1号 令和4年度新ひだか町一般会計補正予算(第2号)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎行政報告に対する質疑

○議長(福嶋尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。

報告事項のみについて質疑願います。

9番、城地君。

○9番(城地民義君) ページ数にいたしますと6ページなのですが、委託業務に係る入札執行についての上段の2級河川真沼津川改修に伴う下水道施設調査委託710万円となっております。質問の要旨は、今北海道でこの改修やっておりますけれども、予算のときには本当の概要しか所管の委員会で聞いていないのですが、実際の実施設計を発注する段階において内容的・規模的にどういう内容なのか。例えば真沼津川河川を横断する小径管推進とか、そういうのでやるのか、それとも添架でいくのか、そういった内容の委託業務だと思うのですが、その辺りのところ、将来の維持管理も含めて大丈夫なのかということも含めて説明をお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 水谷産業建設部長。

○産業建設部長(水谷 貢君) 下水道の真沼津川の改修に伴う調査設計なのですが、これについては町道の下に埋塞している部分だとか、そういった部分の補償になる部分の調査というような内容になってございます。今後のというか、原形補償になりますので、グレードアップ等とかという部分については、調査結果見ながら判断していくような形になるかと思えます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、城地君。

○9番(城地民義君) 答弁されていませんので、規模・内容的に、当初予算で聞いたときほんの概略しか分かりませんが、今回実際発注する段階になって、1か所の河川横断の小径管推進なのか、オープンでいくのか、添架でいくのかという、内容的に既設管にドッキングする工法になると思うのですが、どういう工法でどういう内容で、それこそ細かい話ししたら何メートルぐらいの事業をやるのかという、そういうことを聞きたいのと改めて財源がどうなってくるか。多分北海道の補償費でもらうのか、それとも下水道補助でいくのか、その辺りをお聞きしたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 佐藤契約管財課長。

○契約管財課長(佐藤礼二君) これは入札しておりまして、入札の事業の概要の中では推進工法で23メートルを行う予定の概要となっております。

以上です。

○議長(福嶋尚人君) 田中副町長。

○副町長(田中伸幸君) 前任の部長だったものですから、私のほうからちょっと概要について説明させていただきます。

山手小学校のグラウンドの裏のところ、北8条橋の工事に係って柏台駒場線という真沼津川の右岸側の町道に下水道本管が埋設しております。その深さが5メートルぐらい下なのです。橋台工事でそれが引っかかってしまうものですから、開削でよけるというわけにいかないものですから、それを推進で、延長短いのですが、5メートル下なものですから、どうしても推進でやるしかない。地盤も非常に悪いところですので、山留めでもつような仕掛けにならないものですから、もともと推進で施工していた下水道管をまた推進で山あい寄せるというような工事

になります。橋台部分に、橋台のルーチングにちょっと引っかかるぐらいなものですから、添架でやるのか伏せ越しで小口径のものをやるものではなくて、単純に移設するというような工法になっております。

○議長(福島尚人君) ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

〔何事か言う人あり〕

○議長(福島尚人君) もう質疑終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(福島尚人君) これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

以上で令和4年第5回新ひだか町議会臨時会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午前10時18分)

